

NTT Data Intellilink Onsite Services 利用契約条件

(目 的)

第1条

エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社（以下「弊社」という）は契約者に対し、以下の利用契約条件（以下「本契約」という）に基づき、NTT Data Intellilink Onsite Services（以下「本サービス」という）を提供します。

(本契約の範囲)

第2条

本契約は、申込者・契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の関係に適用されます。申込者は、本契約を確認し、同意した上で利用申込書を差入れるものとし、契約者は、本契約に則って本サービスを利用するものとします。

(契約の成立)

第3条

本契約は、申込者・契約者が弊社指定の注文書にサービス利用期間等の必要項目を記入し差入れ、弊社が申込内容を確認した上で注文確認書にて本サービスの提供を実施することを通知した後、実施期間・料金等に申込者・契約者および弊社間で合意することで成立することとします。

なお、本契約の成立の前提条件として対応範囲とするオラクル製品の保守契約が締結されており、かつ、本サービス提供期間にはオラクル製品の保守契約期間内であることとします。

(本契約の変更)

第4条

弊社は、本契約を契約者の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の弊社所定のウェブページ内に掲示されるか、または、契約者に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、弊社が契約者に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

(定義)

第5条

本契約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「本サービス」とは、NTT Data Intellilink Onsite Services（以下「本サービス」と

いう)をいいます。

(2) 「利用契約条件」とは、本契約に基づき弊社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。

(3) 「申込者」とは、弊社に本サービスの利用申し込みをする法人・個人企業および同等の機関・組織・団体をいいます。

(4) 「契約者」とは、弊社と利用本契約を締結している法人・個人企業および同等の機関・組織・団体で、契約締結者および契約締結者が指定した実務担当者、を合わせていいます。

(5) 「注文書」とは、申込者・契約者が本サービスの提供を受ける意思を示すものとし、「注文確認書」とは、弊社が本サービスの仕様での提供が可能であることを確認するために使用するものとしします。

(本サービスの種類と内容)

第6条

本サービスの種類と内容は、別紙（サービス仕様書）に記載するとおりとします。

(本サービス利用時の注意点)

第7条

契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとしします。

(1) 第22条に定める免責事項に該当する場合を含め、本サービスに弊社に起因しない不具合が生じる場合があること

(2) 弊社に起因しない本サービスの不具合については、弊社は一切その責を免れること

(3) 契約者は、本契約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないこと

(利用期間と終了条件)

第8条

(1) 本サービスの利用期間は、申込者・契約者と弊社で合意した注文確認書に定めるとおりとします。

(2) 本サービスの終了は、予め注文確認書で定めた期間、または注文確認書で定めた本サービスの完了条件を満たしたときとします。

(契約者の禁止事項)

第9条

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはならないものとしします。

(1) 弊社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為、およびそれに類似する行為

- (2) 弊社のコンピュータに保存されているデータを、弊社に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為
- (3) 弊社と同種または類似の業務を行う行為、およびそれに類似する行為
- (4) 事実誤認を生じさせる虞れのある行為、およびそれに類似する行為
- (5) その他弊社が不適切と判断する行為

(作業場所)

第10条

契約者は、弊社が本サービスを提供するうえで契約者の事務所等で作業を実施する必要がある場合は、当該作業場所（当該作業の実施に必要な機器、設備その他作業環境を含む。）を弊社に無償で提供するものとします。この場合、作業実施場所及び使用条件等（レイアウト、座席表・座席区分を含む。）については、契約者及び弊社別途協議のうえ定めるものとします。

(変更の届出)

第11条

- (1) 契約者が利用契約締結の際またはその後に弊社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。
- (2) 前項の届出を怠った場合、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負わないものとします。また、弊社からの通知等が契約者に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。

(善管注意義務)

第12条

弊社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

(サービス変更等)

第13条

契約者及び弊社は、本サービス内容の変更を希望する場合、サービスに関する契約を締結し、変更内容、変更費用（利用料金の変更を含む。）その他必要な事項を取り決めるものとします。

(本サービスの一時的な中断)

第14条

弊社は、以下に定める条件に該当する場合、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 事前に取り決めたサービス利用期間を超過した場合

- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等により本サービスを提供できない場合

弊社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用料金の支払義務)

第15条

本サービスの利用料金は、別紙（サービス仕様書）に定めるとおりとします。

- (1) 契約者は、利用料金及びその消費税相当額を、翌月末日までに弊社所定の請求書記載の方法により弊社に支払うものとします。
- (2) 弊社は、既に支払われた利用料金については、別紙（サービス仕様書）に定める場合を除き、契約者に一切返還しないものとします。
- (3) 利用期間において、契約者による契約解除の申入れにかかわらず、契約者は別紙（サービス仕様書）に定める場合を除き、利用料金及びこれにかかる消費税相当額等の支払を要するものとします。

(割増金)

第16条

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として弊社が指定する期日までに支払うこととします。

(支払遅延損害金)

第17条

契約者が支払期限までに利用料金及びその消費税相当額を支払わない場合、弊社は、契約者に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、利用料金に対し年利14.6%を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求できるものとします。

(消費税)

第18条

契約者が弊社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は弊社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数整理)

第19条

本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

(利用責任者)

第20条

- (1) 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、弊社へ書面で通知するものとし、本サービスの利用に関する弊社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。また、前項に定める利用責任者に変更が生じた場合、弊社に対し、書面ですみやかに通知するものとします。
- (2) 弊社は、弊社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

(権利義務の譲渡)

第21条

契約者及び弊社は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(サービス利用の制限)

第22条

- (1) 弊社は、天災、事変その他の非常事態の発生及び運用上または技術上の相当な理由により、作業できなくなったら本サービスの提供を制限または中止する措置を取ることがあります。
- (2) 弊社は本サービスの提供を停止および中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (3) 弊社は、本条第1項および第2項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 弊社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
- (5) 本契約の条項に違反したとき
- (6) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (7) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- (8) 破産、民事再生手続、会社更生、または特別清算の申し立てがされたとき

- (9) 前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (10) 合併、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じた場合
- (11) 解散または営業停止となったとき
- (12) 本サービスに基づく債務であるか否かにかかわらず、弊社に対する債務の弁済を2ヶ月以上延滞したとき
- (13) その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき

- 2. 弊社は、本サービスの提供に関し、契約者に発生した如何なる損害に対して一切の責任を負わないものとします。
- 3. 契約者が本契約に違反または不正行為により弊社に対し損害を与えた場合は、弊社は契約者に対し相応の損害賠償請求ができるものとします。
- 4. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、弊社に対しいかなる責任も負担させないものとします

（賠償責任）

第23条

- 1. 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により、サービス提供が全くできない状態が生じた場合、受注額を限度として、契約者が蒙った通常かつ直接の損害を賠償することとします。ただし、契約者が請求をし得ることとなった日から30日経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
- 2. 弊社は、弊社の責に帰すべき事由に起因して、弊社の個人情報保護方針に反する個人情報に関する事故が生じた場合、当該事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとし、当該事故に直接起因する契約者の損害について賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の責に帰することができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 3. 弊社の責めに帰することができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害・逸失利益については、賠償責任を負わないこととします。
- 4. 弊社が、本サービスの実施に関してお客様に負う責任は本項（ア）から（ウ）に定める範囲に限るものとします。

（免責）

第24条

- 1. 弊社が本契約又は本サービスに関して弊社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、弊社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わない

ものとしします。

(1) 天災地変等

(2) Oracleデータベース以外に起因して発生した損害

(3) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(4) 弊社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故

(5) その他弊社の責に帰すべからざる事由

2. 弊社は、本サービスの利用に関する契約者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して30日を経過した後は、応じられません。

3. 契約者及び弊社は、本契約の履行又は本サービスの提供の継続が合理的に困難となる非常事態（災害、感染症リスクあるいはこれに類するものを含むがこれに限らない。）が発生した場合、相手方が自己の社内規則に従って契約の履行を一時中断する場合があることを了承するものとし、善管注意義務違反その他の過失がない場合、当該相手方に対し契約上の責任を問わないものとしします。

（機密保持）

第25条

1. 弊社は、本契約の履行に関して知り得た資料、電磁的記録媒体、その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、契約者が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という）について、第三者に開示及び漏えいしてはならないものとしします。

2. 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとしします。

(1) 既に公知のもの又は弊社の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2) 既に保有しているもの

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4) 契約者から書面により開示を承諾されたもの

(5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

2. 弊社は、契約者から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に契約者から承諾を受けるものとしします。

3. 弊社は、本契約の履行に必要な範囲において、弊社の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとしします。

ただし、弊社は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、契約者に対して本契約上の責任を負うものとします。

4. 第1項にかかわらず、弊社は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）契約者に対して当該開示について通知するものとします。

5. 契約者及び弊社は、機密情報の提供、受領については、あらかじめ定め相手方に書面で通知した責任者（以下「情報取扱責任者」という。）間で、書面をもって行うものとします。

6. 本条の機密保持義務は、弊社による本サービスの提供が終了した後3年間継続するものとします

（顧客情報保護）

第26条

1. 弊社は、契約者の顧客情報の取扱について、次の各号に定める義務を負うものとします。

- (1) 顧客情報を本契約履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
- (2) 顧客情報を第三者に提供しないこと
- (3) 顧客情報を顧客情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下、合わせて「漏洩等」という。）の防止その他顧客情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
- (4) 弊社の責任において、本契約により顧客情報を取扱う弊社の従業者（弊社の組織内にあって直接間接に弊社の指揮監督を受けて弊社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下、合わせて「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること

2. 契約者及び弊社は、顧客情報の取扱を円滑に推進するために、それぞれ顧客情報保護担当者を定め相手方に書面により通知（これを変更した場合も同様とする。）し、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼又は報告その他相手方との連絡、確認等については、原則として顧客情報保護担当者を通じて行うものとします。なお、顧客情報保護担当者は、自己の従業者への指示管理を行うものとします。

3. 顧客情報保護担当者と情報取扱責任者はこれを兼ねることができるものとし、特に通知がな

い場合はこれを兼ねるものとします。

4. 弊社は、本契約を履行するにあたり、第三者に顧客情報を開示する必要がある場合、事前に契約者の書面による承諾を得るものとし、本条に定める弊社の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、顧客情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
5. 第1項及び前項にかかわらず、弊社は、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り顧客情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）契約者に対して当該提供について通知するものとします。
6. 弊社は、契約者の事前の書面による承諾を得ることなく、顧客情報を複製してはならないものとします。なお、複製の取扱は本条に従うものとします。
7. 弊社は、顧客情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに契約者に報告を行い、対応等について契約者と協議するものとします。
8. 弊社は契約者から顧客情報を受領した場合、契約者弊社協議のうえ定めた方法に従い、顧客情報の受領証を契約者に提出するものとします。
9. 本契約が終了した場合又は契約者から要請があった場合、弊社は、契約者から開示された顧客情報を契約者に返還又は契約者の要請に応じて契約者弊社協議のうえ定めた方法に従い廃棄したうえで、当該返還日、破棄日若しくは消去日から起算して14日以内に契約者弊社協議のうえ定める確認書を提出するものとします。
10. 弊社は、顧客情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）を行う権限を有せず、顧客情報の主体から開示等の依頼を受けた場合、その旨を契約者に通知するものとします。
11. 本条の定めは、弊社による本サービスの提供終了後も効力を有するものとします。

（契約終了後の処理）

第27条

1. 契約者は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって弊社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又

- は一部の複製物を含む。以下同じ。)を本契約終了後直ちに弊社に返還し、契約者設備等に格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
2. 弊社は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。)を本契約終了後直ちに契約者に返還し、サービス用設備などに記録された資料等については、弊社の責任で消去するものとします。
3. 契約者は本契約が終了した場合、サービス用設備の撤去等、本契約及び本サービスの終了のために弊社が負担することとなる費用を負担するものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第28条

1. 契約者及び弊社は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 契約者及び弊社は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
3. 契約者又は弊社は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 契約者又は弊社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

(サービス実施体制)

第29条

1. 弊社は、弊社の判断でサービス実施の一部または全部を、弊社と同等以上のセキュリティ

体制を有した企業を選定し、委託することがあります。

（サービス提供区域）

第30条

本サービスは、日本国内においてのみ提供します。

（問い合わせ窓口）

第31条

契約者は本サービスに関する問い合わせを弊社が別途指定する窓口に対して行うものとします。また、問い合わせ窓口での対応は、日本国内から発信された問い合わせに対してのみ行うものとします。なお、問い合わせ内容によっては、弊社で対応できないものがあります。

（知的財産権）

第32条

1. 本サービスを提供するためのシステムおよび本サービスにおいて、弊社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます）および著作者人格権ならびにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、弊社またはその供給者に帰属します。
2. 契約者は、前項に定める著作物等を、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本契約にしたがって本サービスを利用するためにのみ使用すること
- (2) 複製、改変、頒布等を行わず、またリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと
- (4) 弊社またはその供給者が表示した著作権・商標表示等を削除または変更しないこと

（準拠法）

第33条

利用契約の成立、効力、履行および本契約の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

（管轄裁判所）

第34条

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

(協 議)

第35条

本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、契約者及び弊社協議のうえ円満に解決を図るものとします。

平成28年7月1日